

最新情報かわら版

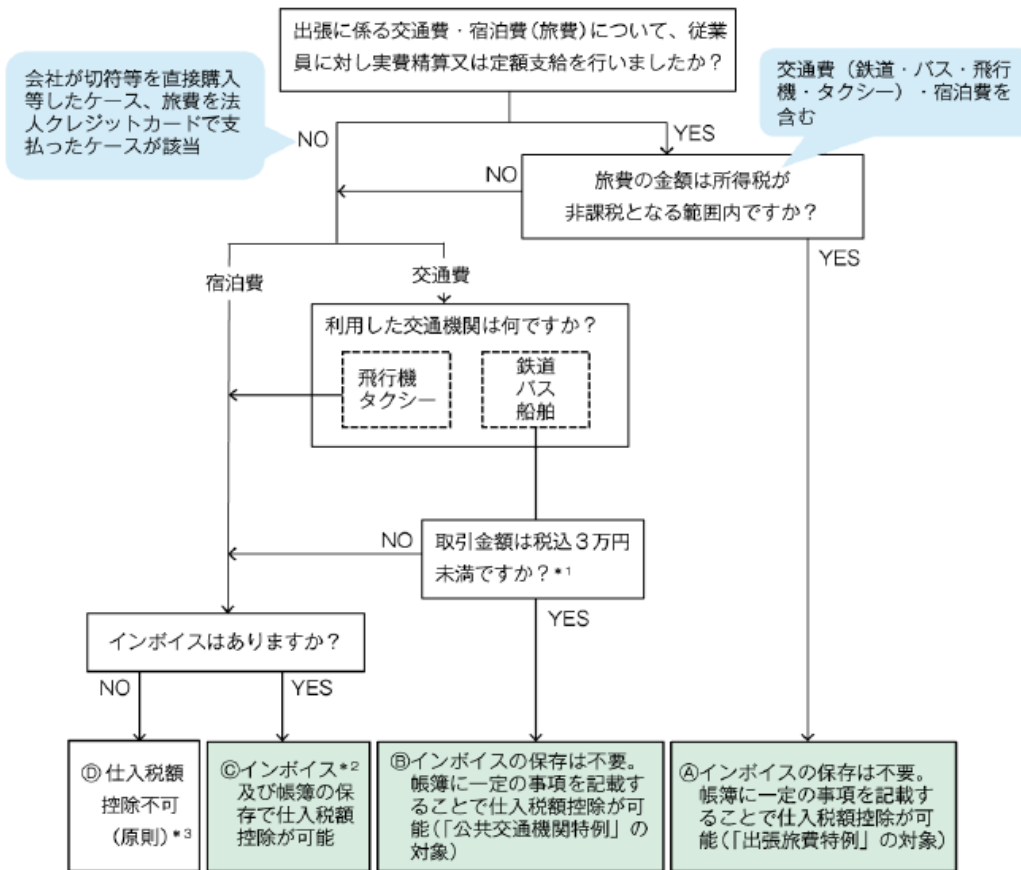
かわら版をご覧の皆さまこんにちは。まだまだ残暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。朝と晩には涼しさも感じる季節となってきました。今回は、令和5年10月から始まる「インボイス制度開始後の出張旅費の取扱い」についてご案内いたします。

出張旅費の取扱い（令和5年10月以降）

インボイス制度開始後、従業員等の出張旅費に係る仕入税額控除の要件は、決済方法等により異なります。フローチャート形式で特例の適用関係及び仕入税額控除の適用を受けるために保存すべきものを整理いたしました。社員等への周知資料としてご活用ください。

【参考】令和5年10月以降の出張旅費に係る保存すべき書類

基準期間の課税売上高が1億円以下（又は特定期間の課税売上高が5千万円以下）の事業者は、税込1万円以下の課税仕入れについてインボイスの保存は不要です。帳簿に一定の事項を記載することで仕入税額控除の適用を受けることができます（「少額特例」の対象）。



- *1 取引金額が税込価額3万円未満かどうかは、1領収単位で判断する。1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはならない（インボイスQ&A問43）。
- *2 交付を受けたインボイスの宛名が従業員名である場合は立替金精算書を合わせて保存する必要がある。簡易インボイスを受領した場合は、簡易インボイス及び帳簿の保存で仕入税額控除の適用を受けることができる（立替金精算書は不要）。
- *3 区分記載請求書等及び帳簿を保存することで、令和5年10月1日～令和8年9月30日は仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日～令和11年9月30日は仕入税額相当額の5割が控除の対象になる。令和11年10月1日以降は全額について仕入税額控除の適用を受けることができない。

出典：税務通信 3767号 2023年9月4日より

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。
TEL：092-726-2350